

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の設定

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第389号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和6年7月1日から令和7年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【まさば及びごまさば】 35,500トン
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和6年7月1日から令和7年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。
【まさば及びごまさば】
長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 32,800トン
長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト